

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	公 布 日	昭和60年7月4日
条例番号	昭和60年三重県条例第26号	直 近 改 正 日	平成23年12月27日
所管部局課	環境生活部大気・水環境課	電 話 番 号	059-224-3145
条例の概要	浄化槽法第48条の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者に対する登録制度に関し、必要な事項を定めるものである。		条例の 類型  委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	現在においても、浄化槽の維持管理上、保守点検は重要な役割を担っており、一定の要件を満たす事業者を確保する上で、今後も本登録制度は必要となるものである。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	同上
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	毎年、実際に登録事務の実績がある。ただし、近年、保守点検業者登録簿謄本の交付、閲覧請求に係る事務については実績がない。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	-
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	浄化槽法第48条第1項の規定により、「知事の登録を受けなければ浄化槽の保守点検を業としてはならないとする制度」を設けるときは、条例で定めることが必要とされている。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	浄化槽法第48条を根拠としている。
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	同上
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	条例及び条例施行規則に規定される手続きに則って、実際の事務が行われている。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	保守点検業の登録を受ける上で必要となる基準や手続き等が規定されており、目的と手段の整合が図られている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	浄化槽等の整備率を高め、県内の汚水衛生処理率の向上を図る上で、浄化槽の適切な維持管理を行うことは必要不可欠であり、条例の目的は県民力ビジョンと整合している。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	当方で把握している限り、そのような評価を受けたことはない。
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	登録の要件、手続き等に係る規定を設けているものであり、現時点では廃止することで支障が生じると考えられる。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	同上
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	条例執行の効果として、浄化槽によるし尿等の適正な処理、生活環境の保全、公衆衛生の向上等が図られることになり、行政が負担するコスト（事務量）に比して著しい不整合はない。
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	条例執行の効果として、浄化槽によるし尿等の適正な処理、生活環境の保全、公衆衛生の向上等が図られることになる。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	保守点検業の登録に係る事務に対する手数料の徴収であり、コストの負担は特定の者（登録を受けようとする者）に限られている。

その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。		該当なし	-		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい			
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理	由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要はないと考えられる。		条例第4条第3項に規定する登録簿謄本の交付、閲覧事務については、近年、請求の実例がないため、引き続き今後の請求状況等を把握し、県民のニーズの把握に務める。	無	無